

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p>	
<p>(前 略) (教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特勤勤務手当（第22条による手当を含む。）</u>、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当を除いた全額とする。</p> <p>(中 略) (給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (略) 2</p> <p>3 職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特勤勤務手当等</u>、寒冷地手当、衛生管理手当、健康管理手当及び看護職員調整手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4・5 (略) (俸給の支給)</p> <p>第10条 } (略) 2～4</p> <p>(中 略) (特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、<u>第23条から第26条まで</u>、第28条から第31条まで、第33条の6及び第33条の8の規</p>	<p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当、特勤勤務手当、<u>特勤勤務手当に準ずる手当</u></u>、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当を除いた全額とする。</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (同 左) 2</p> <p>3 <u>俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、<u>特勤勤務手当に準ずる手当</u>、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、<u>拠点手当、衛生管理手当、<u>教養・共通教育主幹手当</u></u>、健康管理手当及び看護職員調整手当</u>は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4・5 (同 左) (俸給の支給)</p> <p>第10条 } (同 左) 2～4</p> <p>5 <u>前各項の規定は、俸給の特別調整額、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、<u>特勤勤務手当に準ずる手当</u>、遠隔地異動・出向手当、衛生管理手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。</u></p> <p>(特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、第28条から第31条まで、第33条の6及び第33条の8の規定は、指定職俸給表の適用を</p>

改正前	改正後
<p>定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。</p> <p>2 第23条、第24条、第33条の6及び第33条の8の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p> <p>3 (略) (中略) (勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 前2項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。 (後略)</p>	<p>受ける教職員には適用しない。</p> <p>2 第23条、第24条、第33条の6及び第33条の8の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員(同規定別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。)には適用しない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、<u>特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</u></p> <p>2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、<u>拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額</u>の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第20条に定める特殊勤務手当(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則に規定する高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、手術看護手当に限る。)が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除して得た額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額)を前項の規定による額に加算した額とする。</u></p> <p>4 前3項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。</p> <p>附則(令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

改正前			改正後		
国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成27年達示第56号)					
(前略) (準用)			(準用)		
第8条 (略)			第8条 (同左)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第3項	職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当等、寒冷地手当、衛生管理手当及び健康管理手当	通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当	第9条第3項	俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当	俸給の特別調整額、通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当
	俸給	職務給		俸給	職務給
(略)			(同左)		
第36条第1項から第3項まで及び第5項	俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び遠隔地異動・出向手当	職務給を12で除して得た額	第36条第1項から第3項まで及び第5項	俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当	職務給を12で除して得た額
第36条第4項及び第8項	俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当	職務給を12で除して得た額	第36条第4項及び第8項	俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当	職務給を12で除して得た額
(略)			(同左)		
第39条第1項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を12で除して得た額	第39条第1項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を12で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額

改正前			改正後		
第39条第2項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当	職務給及びインセンティブ手当を12で除して得た額	第39条第2項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を12で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額
(後 略)			<p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>		
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略) (準用)</p> <p>第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。</p> <p>2・3 (略) (中 略) (準用)</p> <p>第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当及び第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)」と読み替える。</p> <p>(後 略)</p>			<p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当及び第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)」と読み替える。</p> <p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>		

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号)</p> <p>(前略) (他の規則の準用)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当」とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。</p>	<p>(他の規則の準用)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当」とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する<u>初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する<u>初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給</p>

改正前	改正後
<p>3～5 (略) (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (特殊勤務手当)</p> <p>第28条 有期雇用教職員には、給与規程第20条に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p>(中 略) (超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 } (略) 2～5 }</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (特殊勤務手当)</p> <p>第27条 時間雇用教職員には、給与規程第20条(国</p>	<p>調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当及び職務付加手当の月額合計額」と、それぞれ読み替える。</p> <p>3～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第28条 有期雇用教職員には、給与規程第20条に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p><u>2 前項に基づき支給する手当のうち、国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定。以下「特殊勤務手当支給細則」という。)第8条に規定する放射線取扱手当の額は、所定の勤務日のうち給与を支給する日1日につき440円とする。</u></p> <p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 } (同 左) 2～5 }</p> <p><u>6 前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの手当の対象となる勤務が、給与規程第20条に定める特殊勤務手当(特殊勤務手当支給細則に規定する放射線取扱手当に限る。)が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、給与規程23条、給与規程第24条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される日給額及び当該勤務に係る特殊勤務手当の額の合計額を7.75で除して得た額」と読み替える。</u></p> <p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第27条 時間雇用教職員には、給与規程第20条(国</p>

改正前	改正後
<p>立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当を除く。）に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p>（特地勤務手当）</p> <p>第28条 特地勤務手当は、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則に定める施設に勤務する時間雇用教職員に、教職員の例に準じて、その者に支給される時間給の<u>月額</u>に所定の割合を乗じて得た額の<u>範囲内の額</u>を、支給することができる。</p> <p>（超過勤務手当及び夜勤手当）</p> <p>第29条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額」と読み替える。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学外国人教師就業規則 (平成16年達示第74号)</p> <p>(前 略) (給与)</p> <p>第6条 外国人教師には、次の各号に掲げる給与を支給する。</p>	<p>国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定。<u>以下「特殊勤務手当支給細則」という。</u>）第12条に規定する麻酔手当を除く。）に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。</p> <p>2 <u>前項に基づき支給する手当のうち、特殊勤務手当支給細則第8条に規定する放射線取扱手当の額は、所定の勤務時間のうち給与を支給する時間1時間につき60円とする。</u></p> <p>（特地勤務手当）</p> <p>第28条 特地勤務手当は、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則に定める施設に勤務する時間雇用教職員に、教職員の例に準じて、その者に支給される時間給額に所定の割合を乗じて得た額を、<u>所定の勤務時間のうち給与を支給する時間1時間につき支給</u>することができる。</p> <p>（超過勤務手当及び夜勤手当）</p> <p>第29条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額、<u>これに対する特地勤務手当及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額</u>」と読み替える。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>6 <u>第3項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の手当の対象となる勤務が、給与規程第20条に定める特殊勤務手当（特殊勤務手当支給細則に規定する放射線取扱手当に限る。）が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額、これに対する特地勤務手当及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額に、当該勤務に係る特殊勤務手当の額を加算した額」と読み替える。</u></p> <p>附 則（令和6年達示第15号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(給与)</p> <p>第6条 外国人教師には、次の各号に掲げる給与を支給する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 俸給 (2) 都市手当 (3) 通勤手当 (4) 期末手当 (5) 勤勉手当</p> <p>2～7 (略) (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則 (平成16年達示第75号)</p> <p>(前 略) (給与)</p> <p>第6条 招へい研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。 (1) 俸給 (2) 通勤手当</p> <p>2～5 (略) (後 略)</p>	<p>(1) 俸給 (2) 都市手当 (3) 通勤手当 (4) 期末手当 (5) 勤勉手当 <u>(6) 超過勤務手当</u> <u>(7) 休日給</u> <u>(8) 夜勤手当</u></p> <p>2～7 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(給与)</p> <p>第6条 招へい研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。 (1) 俸給 (2) 通勤手当 <u>(3) 超過勤務手当</u> <u>(4) 休日給</u> <u>(5) 夜勤手当</u></p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第15号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>